

令和 5 年度 第 1 回南部町介護保険運営協議会

報告事項 2

第 9 期南部町介護保険事業計画の作成について

日時 令和 5 年 9 月 14 日（木） 午後 6 時

場所 南部町健康センター 集団指導室

南部町介護保険運営協議会

市町村 介護保険事業計画

1

出典：全国介護保険担当課長会議（令和5年7月31日）【厚生労働省】

【国資料】介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、8期指針：令和3年1月厚生労働省告示第29号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

【参考】第8期南部町介護保険事業計画

第8期計画の目指す基本理念を実現するため、7つ重点施策を位置付け、推進していきます。



- I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- II 在宅ケアの充実及び連携体制の整備
- III 介護サービス等の充実・強化
- IV 認知症施策の推進
- V 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備
- VI 健康寿命の延伸に向けた健康づくり
- VII 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援

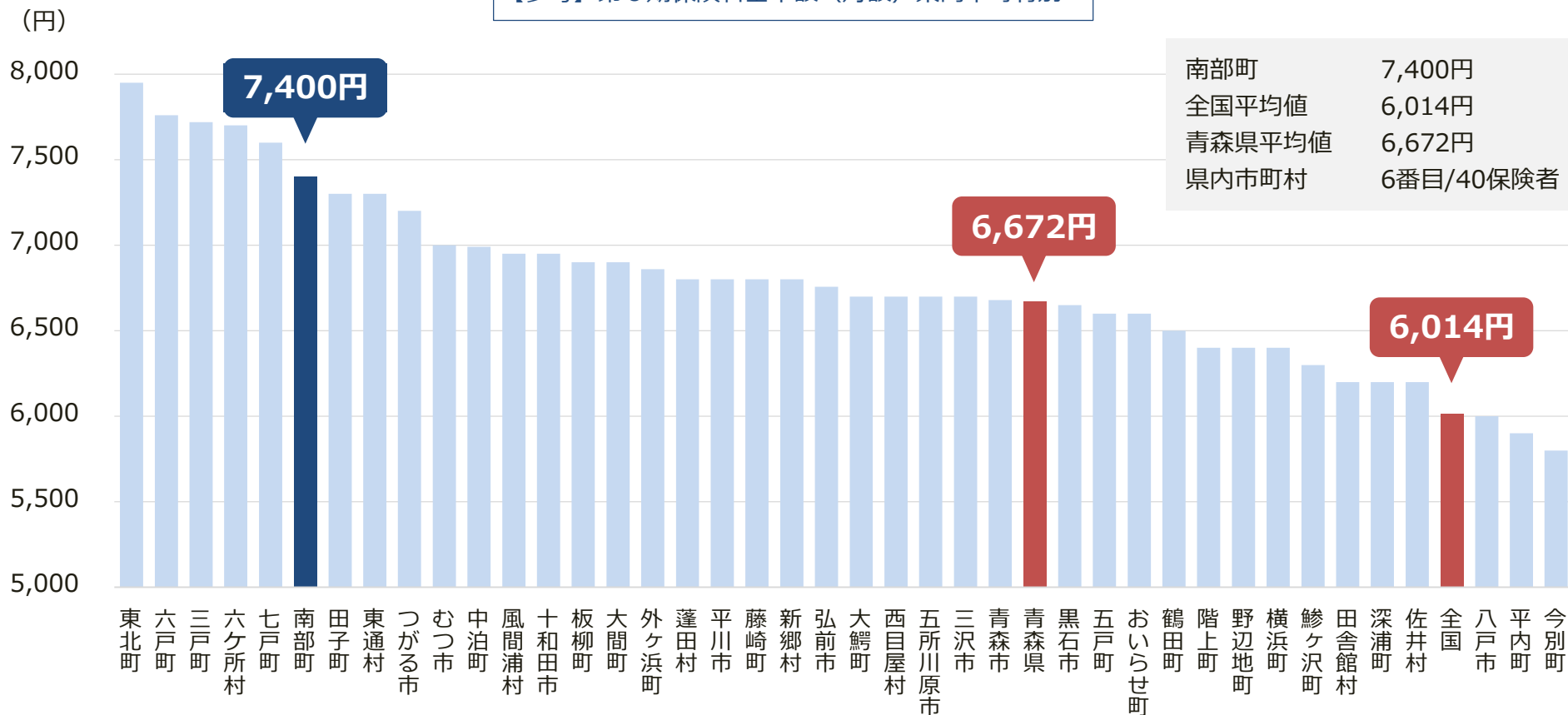
【参考】第8期保険料基準額（月額）県内市町村別

（第8期） **7,400円**

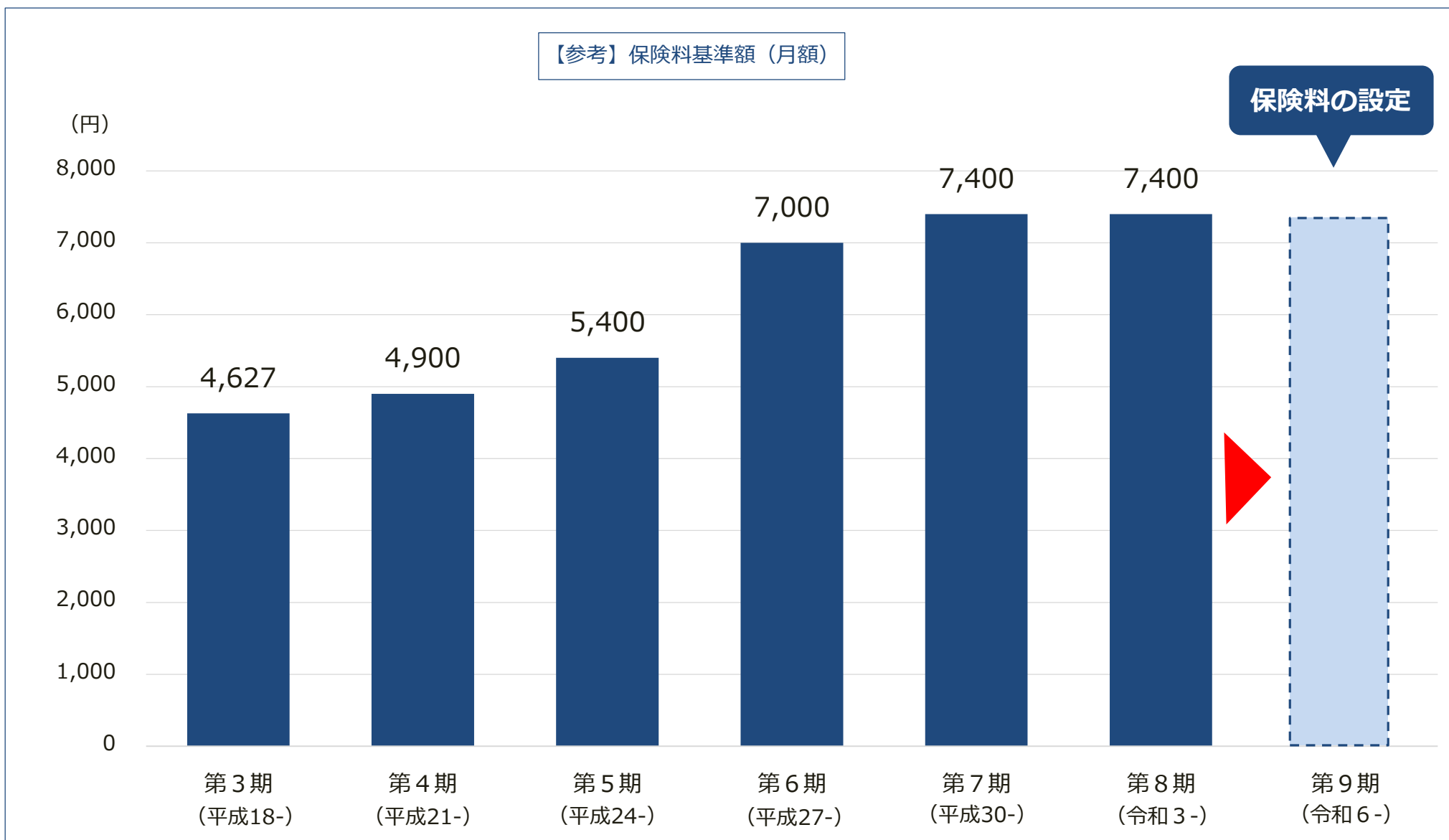
青森県内（40市町村）では、6番目に高い

保険料基準額：計画期間中（3年間）において南部町で必要な介護サービスの総費用×65歳以上の負担分（23%）÷南部町に住む65歳以上の人数

【参考】第8期保険料基準額（月額）県内市町村別



【参考】 保険料基準額（月額）

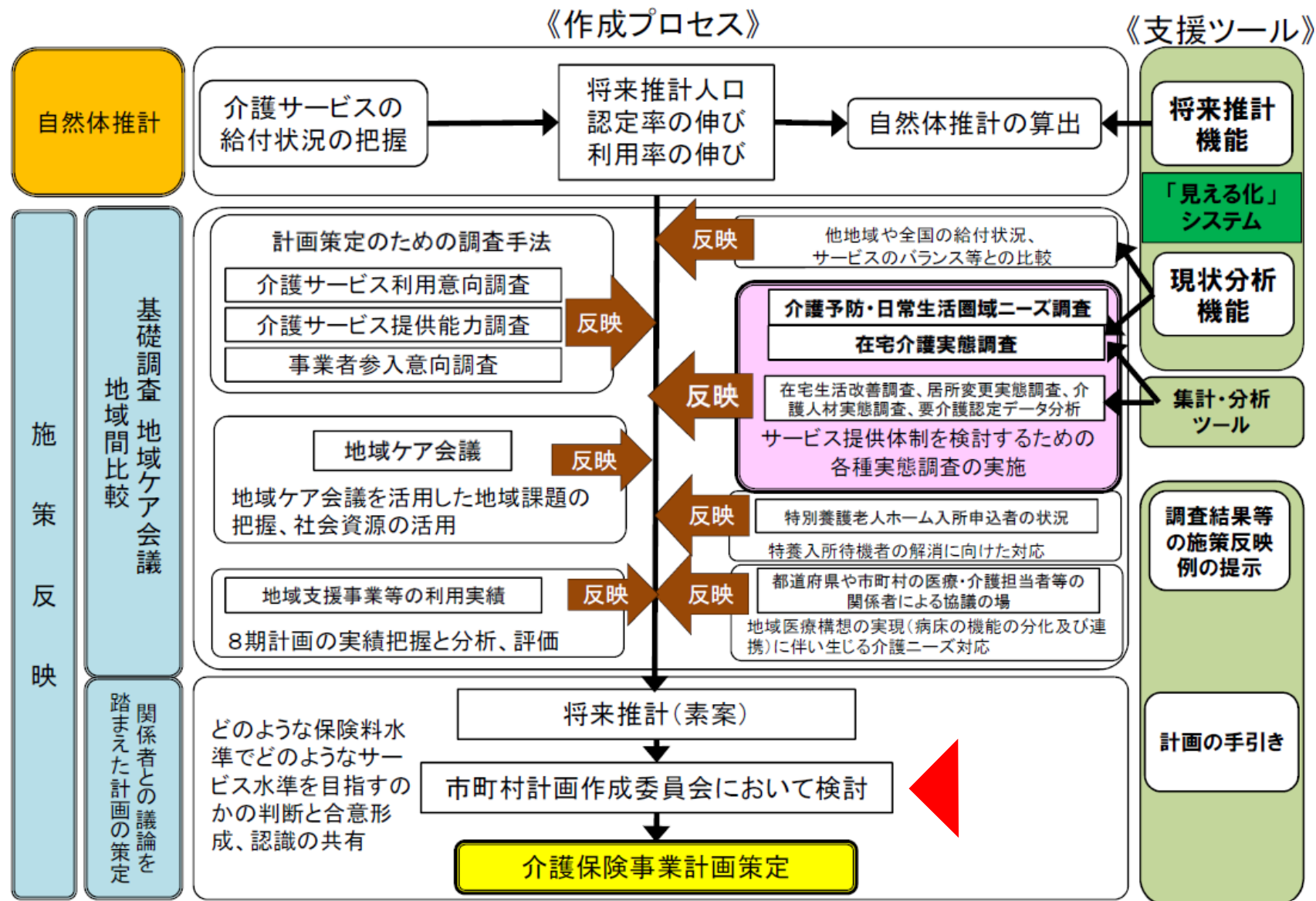


【参考】第1号被保険者の保険料

保険料基準額をもとに低所得者の負担が重くなりすぎないように、所得に応じて9段階に調整されます。

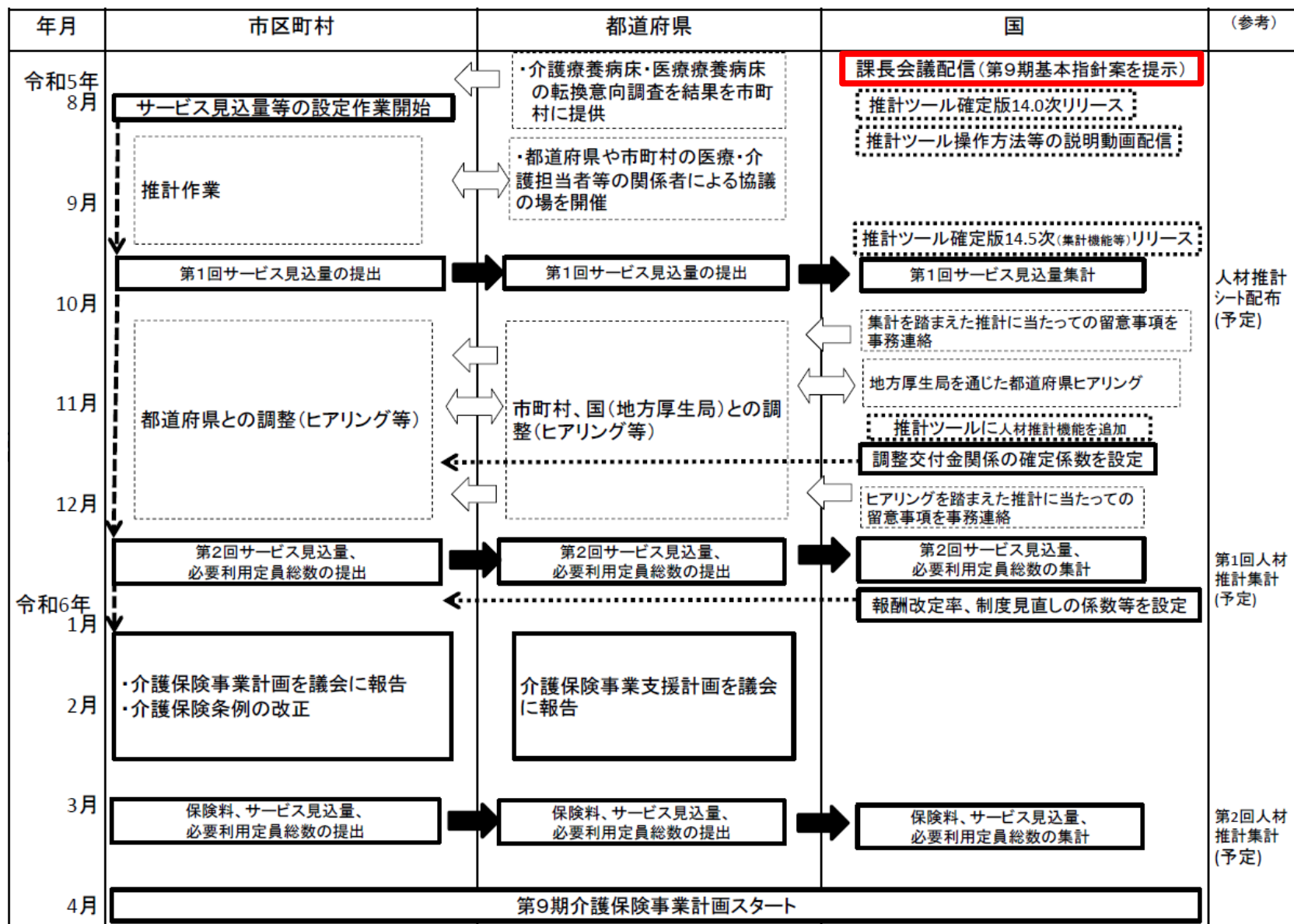
	住民税		所得の状況	調整率	月額保険料	年額保険料
	世帯	本人				
第1段階	全員が課税	非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●本人の課税年金収入等が80万円以下	0.30	2,220 円	26,640 円
第2段階			●本人の課税年金収入等が80万円超え120万円以下	0.50	3,700 円	44,400 円
第3段階			●本人の課税年金収入等が120万円超	0.70	5,180 円	62,160 円
第4段階	世帯員に課税者がいる	非課税	●本人の課税年金収入等が80万円以下	0.90	6,660 円	79,920 円
第5段階 基準額			●本人の課税年金収入等が80万円超	1.00	7,400 円	88,800 円
第6段階		課税	●本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	8,880 円	106,560 円
第7段階			●本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	9,620 円	115,440 円
第8段階			●本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	11,100 円	133,200 円
第9段階			●本人の合計所得金額が320万円以上	1.70	12,580 円	150,960 円

【国資料】 第9期介護保険事業計画の作成プロセス



【国資料】第9期介護保険事業計画の作成スケジュール

現在



【南部町】 計画作成スケジュール

国の第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュールを基に、町では下記のスケジュールで計画を作成します。

	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	現在 9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	
南部町	各種調査の実施 ・ ニーズ調査 ・ 在宅介護実態調査など					計画作成準備 ・ 調査結果の分析 ・ 第8期計画の振り返り					推計作業 ・ 地域包括ケア「見える化」 ・ サービス見込み量、保険料					議会報告 ・ 保険料 ・ 条例改正		
	●ヒアリング（県） ●人材推計 ●人材推計																	
	【継続】第8期計画の進捗管理（サービス見込み量、介護予防の取組・目標の進捗管理等）																	
運営 協議会	第1回 ・ 国の動き ・ 各種調査				第2回 ・ 国の動き ・ スケジュール				第1回 ・ 各種調査の 報告				第1回 ・ 国の動き ・ スケジュール	第2回 ・ 素案 ・ 保険料案	第3回 ・ 計画案 ・ 保険料案	第4回	第5回 ・ 最終案	
国	見直しに 関する意見					基本的考え 方を提示			基本計画案の 提示						基本方針の 告示		介護報酬改正	
	●課長会議 ●サービス量集計 ●サービス量集計 ●サービス量集計																	
【国】制度改正準備																		

【参考資料】 国の検討状況

2

出典：全国介護保険担当課長会議（厚生労働省）（令和5年7月31日）

計画作成にあたり押さえるべき国の会議

① 社会保障審議会介護保険部会

介護保険制度の施行状況を踏まえ、介護保険制度に関する課題及びその対応策等について議論するために社会保障審議会に設置された専門部会

② 全国担当課長会議（介護保険、高齢者保健福祉）

計画作成にあたる調査や推計ツール、基本指針等が国から自治体に対して示される会議

③ 全世代型社会保障構築会議

働き方の変化を中心に捉えながら、社会保障全般にわたる改革を検討する会議

【国資料】第9期計画の基本指針のポイント

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

【国資料】第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

介護保険制度見直しの主な内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

●在宅サービスの基盤整備

複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの
新設を検討

●ケアマネジメントの質も向上

適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着

●施設サービス等の基盤整備

特養における特例入所の運用実態の把握、趣旨の明確化

●地域包括支援センターの体制整備等

介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大

Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

- **施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用**
相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
在宅におけるテクノロジー活用に関する調査研究
- **介護現場のタスクシュアリング・タスクシフティング**
介護助手の業務切り分け、制度上の位置付け等の検討
- **財務状況等の見える化**
介護サービス情報公表制度で、介護サービス事業者の財務状況公表

給付と負担の検討結果 ※前回の協議会報告からの経過

検討の内容	スケジュール（検討結果）
1号保険料負担の在り方	今夏までに結論 → 年末までに結論 ※今後、介護保険部会等において議論を行う
現役並み所得（3割負担）の判断基準見直し	今回見送り
一定以上所得（2割負担）の判断基準見直し	今夏までに結論 → 年末までに結論 ※今後、介護保険部会等において議論を行う
老健、介護医療院の多床室の室料負担導入	今夏までに結論 → 第10期計画期間の開始までに結論
ケアマネジメントの利用者負担導入	第10期計画期間の開始までに結論
要介護1、2の生活援助の総合事業移行	第10期計画期間の開始までに結論